◎一般質問　～相談した、その先まで支援が届く町へ～

〈犯罪被害者等支援条例（令和5年4月1日施行）の実効性ある運用について〉

犯罪被害に遭った方やご家族が、相談先を紹介されても、必要な支援にたどり着けないことがあります。ご家族から寄せられた声を受け、相談したその後まで支援が途切れない仕組みについて質問しました。

仲島:犯罪被害か分からない段階や、未成年者本人でも相談できるか。



町:犯罪被害か分からない段階でも必要な支援を行う。未成年者からも、まず相談内容を聞き、子育て支援課や学校教育課と連携して対応を協議する。

仲島:見舞金の対象外でも、相談支援を受けられるか。

町:見舞金は支援の一部であり、支給されない場合でも、困りごとに応じて必要な相談支援を継続する。条例施行前の被害でも、困難が続いていれば相談支援の対象となり得る。

仲島:相談先を案内すれば、町の支援は終了するのか。

町:専門機関には事前に情報を共有し、担当者を確認するなど調整して案内する。その案内で町の支援を終了する場合もあるが、その他の困りごとがあれば必要な相談支援を継続する。

仲島:案内した先で、実際に支援につながったかを確認しているか。

町:相談者本人に、専門機関へ相談したか、支援につながったかを確認することはしていない。継続相談や再相談があれば、内容に応じて対応する。

仲島:相談対応の改善に向け、具体的に何を整備するか。

町:対応手順を整理し、困りごとや必要な支援を整理するシート、関係機関との情報共有シートなどを作成する。令和8年度末までに庁内で共有できるよう準備を進める。

仲島:条例が実際に機能しているか、検証してきたか。

町:これまで組織的な検証は行っていない。上尾市・桶川市や上尾警察署と相談事例などを共有し、相談支援の充実を図る。

この質問で分かったこと　犯罪被害か分からなくても相談できます。子ども本人の相談にも応じます。見舞金の対象外でも相談支援は続きます。ただ、紹介先で支援につながったかは、確認されていませんでした。質問を受け、町は令和8年度末までに対応手順などを整えると答弁しました。

【仲島の視点】
相談先を伝えるだけでは、支援に届かないことがあります。ご本人の意思と安全を大切にし、同意を得たうえで、支援につながるまで寄り添う仕組みが必要です。町の準備の進み具合と、実際の相談に生かされているかを確かめてまいります。
（※町の答弁は要約です。）

犯罪被害に関する相談
犯罪被害か分からない段階でも、まずはご相談ください。
伊奈町:危機管理課 交通防犯係
電話:048−721−2111

詳しい案内は、右の二次元コードからご確認ください。

活動報告会開催のお知らせ

令和8年12月6日(日)
午前10時～午前11時30分

ふれあい活動センター(ゆめくる)　会議室1
事前申込は不要です。
ご一緒に伊奈町について語りましょう

一般質問を動画でチェック!

今回と過去の一般質問は、右の二次元コードから動画でご覧いただけます。

仲島ゆうた プロフィール



- 昭和４２年７月26日生まれ　丸山在住
- 埼玉県立浦和北高等学校卒業
- トヨタ学園日本自動車整備専門学校卒業
- 自動車整備専門学校技術教員経験
- 総務建設産業常任委員会副委員長
- 議会運営委員会
- 丸山地区自主防犯部長及び地域防犯推進委員
- 伊奈町消防団　第一分団所属
- 妻、長女、長男、愛猫　茶々丸(♂)、のん(♀)

お困りのことがございましたら是非ともお声がけください。
行動力には自信があります。

☆町政に関するご意見などをお寄せください☆

発行:仲島ゆうた世話人会
住所:伊奈町大字小室4107番地10号
電話:090-7429-3757
FAX:048-661-7244
E-mail. n42.yuta930.kagayaku.inatown@gmail.com

町政レポートVol.13　令和8年9月議会＆令和7年度決算特別委員会号　討議資料

仲島ゆうた

伊奈町議会議員



子どもが夢と希望を描き、高齢者が安心してほっと微笑む町へ

TEL. 090-7429-3757　E-mail. n42.yuta930.kagayaku.inatown@gmail.com

ご挨拶 日頃より町政へのご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。今号は、9月議会と令和7年度決算で確認したことを、暮らしの目線でご報告します。

今号の主な内容
- 犯罪被害の相談、その後まで支援が届く町へ
- 令和9年度から、AIオンデマンドバスが走ります
- 令和7年度決算、町のお金はどう使われたか

仲島ゆうた

◎議案などの概要報告

暮らしに関わる9月議会（9月1日～16日）の主な議案をご紹介します。

◎第54号議案【令和8年度一般会計補正予算】

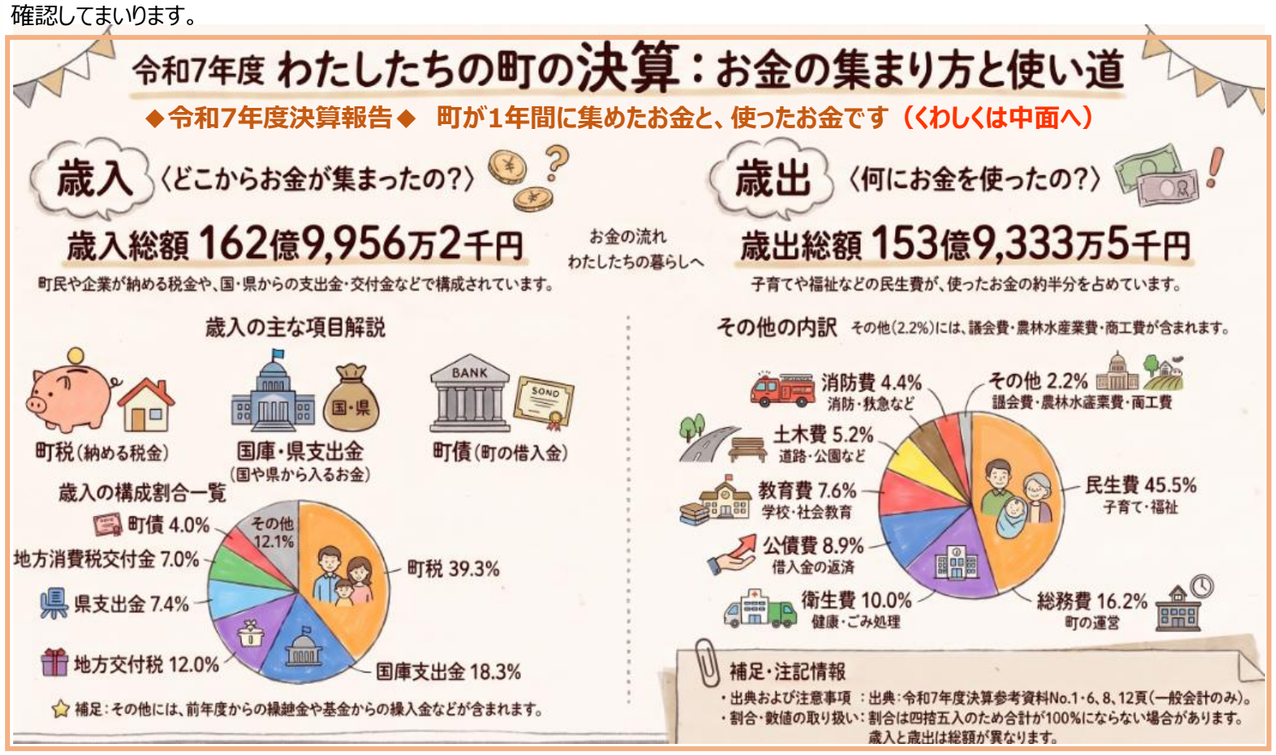
新庁舎の備品・情報設備
費用の根拠と備品の再利用を確認

新庁舎の開庁に向け、備品などの費用として計6億7,321万円の支出枠（将来の支払いの上限額）を設定しました。
・備品費　3億3,931万円　・情報設備費　2億5,859万円
・電算室等整備費　7,531万円
私は費用の根拠や今の備品の再利用、発注方法を確認しました。町は、再利用で概算約2,100万円の節約になると説明し、令和9年度にも約1,300万円の備品購入を見込んでいます。
仲島の判断：賛成　開庁に必要な費用と判断しました。
今後、実際の契約額が支出枠の範囲でどこまで抑えられたかを確認してまいります。

◎第54号・第69号議案

AIオンデマンドバス
令和9年度の運行開始に向けて準備

予約に合わせてAIが道順を決める、乗り合いバスです。
令和9年度の運行開始に向け、「いなまる」のバス停68か所を使い、病院や商業施設などに100か所を追加する予定です。令和9～11年度の運行管理費として1億4,628万円の支出枠を設定し、車両3台（うち福祉車両1台）を約2,441万円で購入する契約を可決しました。予約方法や運賃は、決まり次第お知らせします。
仲島の判断：賛成　納車に時間がかかる車両の購入と、3年間の運行費を今決めておくことが、令和9年4月の運行開始に必要と判断しました。



決算で確かめ、次の暮らしの改善へ

予算は、お金の使い道を決める計画です。
決算では、実際に使った金額と、その成果や課題を確かめます。そこで分かったことを、次の予算や事業の改善に生かします。下記のイラストは、予算から決算、そして次の予算への取組みを示したものです。



【上の図の③・④を、実際の審査で見ると】

決算審査の実例 ― 学校図書館の本の充実

子どもたちに必要な本がそろう学校図書館へ

決算審査では、使った金額だけでなく、事業の進め方や残された課題も確かめます。
学校図書館については、本の購入と入れ替えの進め方を確認しました。
そこで見えた課題を踏まえ、次の予算や事業の改善を求めます。

①決算審査での質問



本を買う予算はどう決めているのか。古くなった本の入れ替えとあわせて質問しました。

②町の回答



配分した予算の範囲で本を買っています。古い本の処分は進めていますが、細かな基準はありません。

③審査で見えた課題



古い本を処分すると冊数は減るため、国の目安を満たす割合だけでは、本の充実度は分かりません。
※国の目安：学校図書館図書標準（文部科学省）

④改善に向けて 仲島の提案



必要な本と入れ替えの状況を確かめ、購入予算に反映することが大切です。読書と学習に役立つ蔵書整備を求めます。

使った金額だけでなく、子どもたちに必要な本が届いているかを確かめ、次の予算につなげます。

※町の回答は、令和7年度決算審査における答弁の要約です。
※「仲島の提案」は議員の意見であり、町の実施決定を示すものではありません。
※イラストはイメージです。実際の訪問・視察場面を描いたものではありません。

令和7年度決算　ここがポイント

①子育てや福祉に使ったお金が増えました。
子育てや福祉に使ったお金は約70億円と、全体のほぼ半分。
児童手当などで前年度より約4.8億円増えました。

②新庁舎の建設が本格化しました。
役場の運営などに使うお金は、新庁舎の建設などで前年度より約5.6億円増えました。
建設費の多くは借入金です。

③町の貯金は減り、借金も減りました。
いざという時の貯金は約1億円減り、約10.8億円に。借金は約6.7億円減り、約102.3億円になりました。

④自由に使えるお金が少なくなっています。
毎年入るお金を1万円に例えると、自由に使えるのは530円で、前年度の760円から減りました。
人口規模などが近い全国の町の平均は870円です（令和6年度）。

仲島の判断

私は決算認定に賛成しました（理由は下の総括をご覧ください）。

町のお金の使い道を、1万円で見る

一般会計で使った153億9,333万5千円を、1万円に置き換えました。
子育てや福祉などの民生費と、役場の運営などの総務費で、全体の61.7%を占めています。



令和7年度決算に関する総括

令和7年度に町が使ったお金は約153.9億円で、前年度より約6.7億円減りました。収支は黒字でしたが、貯金を取り崩して支えた面もあり、実際の余裕は前年度より大きく減っています。いざという時の貯金（財政調整基金）も約1億円減り、約10.8億円になりました。
決算書を細かく確認すると、新庁舎の建設費約4.5億円のほとんどは、借入金でまかなわれています。また、志久駅のエレベーター設置費約3.3億円は、工事が令和8年度に持ち越されています。
町税など毎年入るお金のうち、人件費や福祉、借金の返済など、毎年必ず出ていく経費に充てた割合（経常収支比率）は94.7%でした。

1万円に例えると、新しい事業や困りごとへの対応に自由に使えるのは530円だけで、前年度の760円から大きく減りました。令和6年度の時点でも、人口規模などが近い全国の町の平均870円を下回っていました。この割合が高いほど、町のやりくりは苦しくなります（財政の健全化を測る目安の一つです）。
私は、借金の残高を減らすなど町の努力を評価し、決算の認定に賛成しました。そのうえで、成果が見えにくい事業は、見直しや廃止も含めて考える勇気が、これからは必要だと考えます。皆さまの税金が、暮らしの中で良くなったと実感できる使い方につながるよう、これからも確かめてまいります。

※全国の町の平均は、埼玉県「財政状況資料集（令和6年度）」の類似団体内平均値です。